



第四話 国の歳入・歳出予算を読む（国土強靱化予算・各省庁予算等）（つづき）

4. 3 農林水産省

令和 7 年度の農林水産省関係予算総額は約 2 兆 3 千億円で国土交通省の予算約 6 兆円と比べると 4 割程度の予算規模である。表―4 は予算骨子の総括表であり、表―5 は公共事業費の一覧である。治山区分は、対前年度比で 2 割弱の増加となっている。

総 括 表

区 分	6 年 度 予 算 額	7 年 度 要求・要望額	対前年度比
	億円	億円	
農 林 水 産 予 算 総 額	22,686	26,389	116.3%
1 公 共 事 業 費	6,986	8,250	118.1%
一般公共事業費	6,784	8,048	118.6%
災害復旧等事業費	202	202	100.0%
2 非公共事業費	15,700	18,139	115.5%

(注) 1. 金額は、関係ベース。
2. 計数整理の結果、異動を生じることがある。
3. 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

表―4 令和 7 年度農林水産関係予算

出典：https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r7yokyu_kossi.pdf





公共事業費一覧

区 分	6 年 度 予 算 額	7 年 度 要求・要望額	対前年度比
	億円	億円	
農業農村整備	3,326	3,952	118.8%
林 野 公 共	1,877	2,230	118.8%
治 山	624	741	118.8%
森 林 整 備	1,254	1,489	118.8%
水産基盤整備	730	867	118.8%
海 岸	81	95	117.5%
農山漁村地域 整備交付金	770	905	117.5%
一般公共事業費計	6,784	8,048	118.6%
災 害 復 旧 等	202	202	100.0%
公 共 事 業 費 計	6,986	8,250	118.1%

- (注) 1. 金額は、関係ベース。
2. 計数整理の結果、異動を生じることがある。
3. 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。
4. 農業農村整備事業関係予算の要求・要望額は、5,301億円。
・農業農村整備事業3,952億円
・農山漁村地域整備交付金のうち農業農村整備分691億円
・非公共の農業農村整備関連事業（農地耕作条件改善事業、畑作等促進整備事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業及び農山漁村振興交付金）658億円

表―5 公共事業費の一覧

出典：https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r7yokyu_kossi.pdf

このような予算配分の中で予算概算要求の主要項目 100 項目が掲げられている。そのうち、斜面インフラに関係する項目を抜き出してみると、以下の 4 項目が該当しそうである。(1) 農業農村整備事業(図一14)、(2) 農業水路等長寿命化・防災減災事業(図一15)、(3) 森林整備事業(図一16)、(4) 治山事業(図一17)。その中で、斜面インフラの視点から直接関連するのは治山事業の事業内容のように読める。

51 農業農村整備事業<公共>

【令和7年度予算概算要求額 395,156 (332,623) 百万円】

<対策のポイント>

競争力強化のための農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、農地等の湛水被害防止対策、ため池の防災・減災対策、流域治水対策、農道や集落排水等の生活インフラの整備等を推進します。

<事業目標>

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率(約8割以上[令和7年度まで])
- 更新が早期に必要と判断している基幹的農業水利施設における対策着手の割合(10割[令和7年度まで])

<事業の内容>

1. 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備

(農業競争力強化対策)

担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を図るため、農地中間管理機構との連携等により、農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化等の基盤整備を推進します(高収益作物・畑作物の作付に応じた促進費等を併せて交付)。また、水利利用の高度化や水管理の省力化を図るため、パイプライン化やICTの導入等による新たな農業水利システムの構築等を推進します。

2. 農業水利施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策

(国土強靱化対策)

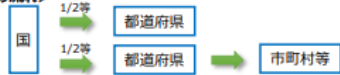
老朽化した農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、農地等の湛水被害防止対策、ため池の防災・減災対策、流域治水対策等を推進します。

3. 農村生活環境施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策

(国土強靱化対策)

農村に人が安心して住み続けられる条件を整備するため、農道や集落排水施設、地域資源利活用施設の整備等を推進します。

<事業の流れ>



※ 事業の一部は、直轄で実施(国費率2/3等)

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】農村振興局設計課 (03-3502-8695)

図一14 農業農村整備事業

出典：https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r7yokyu_pr51.pdf



53 農業水路等長寿命化・防災減災事業

【令和7年度予算概算要求額 33,835 (28,150) 百万円】

<対策のポイント>

農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策や機動的な防災減災対策等を支援します。

<事業目標>

- 農業水路の長寿命化対策により安定的に農業生産が維持される農地面積（約20万ha【令和7年度まで】）
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha【令和7年度まで】）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. きめ細かな長寿命化対策

- ① 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新※、パイプライン化、水管理のICT活用などによる水管理・維持管理の省力化、農業水利施設のスベア資材の確保を支援します。
- ② ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定、土地利用調整等を支援します。

2. 機動的な防災減災対策

- ① 災害の未然防止に必要な施設整備※（渇水時の用水補給のためのポンプ設置等を含む。）、リスク管理のための観測機器の設置、農業水利施設の撤去、ため池の廃止（災害による被災を契機に廃止することとなった農業用ため池の堤体の開削など、二次災害を防止するために行う応急対策を含む。）等の防災減災対策を支援します。
- ② ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
- ③ 合併浄化槽への転換により用途廃止される農業集落排水施設の単独撤去を支援します。
- ④ 流域治水対策のための農業水利施設への危機管理システムの整備等を支援します。

3. ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、ため池サポートセンター等が行う管理者への指導・助言等の経費を支援します。（ため池サポートセンター等への支援について、定率助成の上限額を引上げ。）

4. 施設情報整備・共有化対策

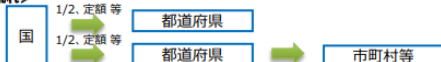
農業水利施設情報等のGIS化を支援します。

※農道施設整備を含む。

【実施区域】 農振農用地、生産緑地 等

【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、
工事期間原則3年（ため池の場合は5年）以内 等

<事業の流れ>



きめ細かな長寿命化対策



施設情報整備・共有化対策



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)
防災課 (03-6744-2210)
設計課 (03-6744-2201)
地域整備課 (03-6744-2209)

機動的な防災減災対策



ため池の保全・避難対策



図一15 農業水路等の長寿命化・防災減災事業

出典：https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r7yokyu_pr53.pdf





78 森林整備事業<公共>

【令和7年度予算概算要求額 148,940（125,370）百万円】

<対策のポイント>

森林吸収源の機能強化・国土強靱化に向けた、間伐、主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等の推進に加え、花粉発生源対策として伐採・植替え、路網整備等を推進します。

<事業目標>

- 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（45万ha〔令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均〕）
- スギ花粉の発生量の削減（令和2年度比 約2割削減〔令和15年度まで〕、5割削減〔令和35年度まで〕）

<事業の内容>

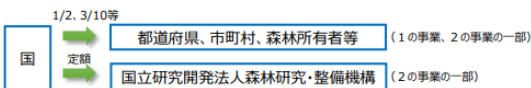
1. 間伐や再造林、路網整備等

- ① 省力化・低コスト化を進めつつ、間伐や再造林等の適切な森林整備を推進します。
- ② 林業適地等における林道の開設・改良等を推進します。
- ③ 花粉発生源対策として伐採・植替え、路網整備等を支援します。

2. 豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化

- ① 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林、重要インフラ施設周辺の森林等について、公的主体による復旧・整備を推進します。
- ② 林道の強靱化に向け、防災上重要な幹線林道の開設・改良・機能回復や林道施設の老朽化対策を推進します。

<事業の流れ>



※ 国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>

間伐や再造林、路網整備等

<林業適地等における対応>



<花粉発生源対策>

伐採・植替えの一貫作業等や林業専用道の開設・改良を支援



豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化



【お問い合わせ先】 林野庁整備課（03-6744-2303）

図一16 森林整備事業

出典：https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r7yokyu_pr78.pdf



79 治山事業＜公共＞

【令和 7 年度予算概算要求額 74,073 (62,351) 百万円】

＜対策のポイント＞

豪雨や地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を守るため、令和 6 年能登半島地震からの早期復旧に加え、地震の教訓を踏まえた津波避難路を保全する治山対策の強化等を図るとともに、豪雨災害の激甚化に対応した治山対策の実施など、国土強靱化に向けた取組を推進します。

＜事業目標＞

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（約58.1千集落〔令和 5 年度〕→約60.5千集落〔令和10年度〕）

＜事業の内容＞

1. 令和 6 年能登半島地震で発生した山地災害からの早期復旧

災害復旧事業に引き続き、大規模な崩壊地を面的に復旧するため、民有林直轄治山事業に新規着手します。

2. 令和 6 年能登半島地震の教訓を踏まえた治山対策の推進

- ① 多数の治山・地すべり防止施設の調査・点検が必要になったことを踏まえ、激甚災害に見舞われた地域において緊急的に実施する施設点検等を新たに支援します。
- ② 既存の治山施設の被災に伴う山地災害が多発したことを踏まえ、施設の復旧と崩壊地の復旧を一体的に進めるための支援メニューを追加します。
- ③ 山地災害により津波避難路が被災したことを踏まえ、津波避難路を保全するための予防治山対策を強化します。
- ④ 海岸防災林の津波被害軽減機能を十分に発揮させるため、津波対策として海岸防災林を面的に造成する地域を対象に、密度管理に係る支援を強化します。

3. 豪雨災害の激甚化に対応した治山対策の実施

豪雨の激化を踏まえ、山地災害危険地区で発生した山火事跡地における防災林の造成と併せた治山施設の設置に係る支援を強化します。

※ このほか、土石流に対応した治山ダム等に異常堆積した土石や流木の緊急除去を、治山施設災害復旧事業の対象に追加します。

＜事業の流れ＞



※ 国有林、民有林のうち大規模な山腹崩壊地等においては、直轄で実施

＜事業イメージ＞

○能登半島地震の教訓を踏まえた治山対策の推進



能登半島地震で発生した多数の山腹崩壊

津波避難路となっている山地の被災



激甚災害後の治山施設の点検支援



海岸防災林の密度管理に係る支援強化



森林の機能が低下した山火事跡地



治山ダムに異常堆積した土石・流木の除去

【お問い合わせ先】林野庁治山課（03-6744-2308）

図一17 治山事業

出典：https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r7yokyu_pr79.pdf

4. 4 第四話のまとめ

No.29～No.33 まで 5 回に亘った第四話は、「国の歳入・歳出予算を読む」と題して国土強靱化予算および各省庁予算等を見てきた。省庁予算では斜面インフラと関連の深い国土交通省、農林水産省の 2 省の予算および施策例等を確認し、国の重点施策が明らかになった。

（1）国土強靱化予算の規模、配分、施策例、効果の評価を見ると、年 5 兆円程度の規模を持つ予算枠で、多数の省庁によってハード・ソフト対策の多様な分野で活用され一定の成果が得られおり、国土強靱化予算は防災・減災に極めて重要な役割を果たし、長期に継続した予算措置が重要である。一方で、建設技能労働者の減少、地方公共団体の技術系職員の減少が顕著であり、ハード投資の総量を拡大させるのではなく、緊急に対応すべき事業を確実に実施していくことが求められるとの財務当局の評価があり、民間の専門技術者による地方公共団体の行政支援が重要度を増している。

（2）国土交通省予算の中で、斜面インフラと関連の深い道路、水管理・国土保全、鉄道の三分野について予算配分と施策例から重点項目が明らかになった。

（3）農林水産省の主要概算要求項目 100 の中に、（1）農業農村整備事業、（2）農業水路等長寿命化・防災減災事業、（3）森林整備事業、（4）治山事業が含まれ、斜面インフラの視点から治山事業の事業内容に注目すべきである。



バックナンバー

シリーズ 3

No.32	2026 年 9 月 18 日
No.31	2026 年 9 月 4 日
No.30	2026 年 8 月 21 日
No.29	2026 年 8 月 7 日
No.28	2026 年 7 月 24 日
No.27	2026 年 7 月 3 日
No.26	2026 年 6 月 26 日
No.25	2026 年 6 月 12 日
No.24	2026 年 5 月 29 日
No.23	2026 年 5 月 15 日

シリーズ 1

No.10	2025 年 11 月 7 日
No.9	2025 年 10 月 24 日
No.8	2025 年 10 月 10 日
No.7	2025 年 9 月 26 日
No.6	2025 年 9 月 12 日
No.5	2025 年 8 月 22 日
No.4	2025 年 8 月 8 日
No.3	2025 年 7 月 25 日
No.2	2025 年 7 月 4 日
No.1	2025 年 6 月 20 日

シリーズ 2

No.22	2026 年 5 月 1 日
No.21	2026 年 4 月 17 日
No.20	2026 年 4 月 3 日
No.19	2026 年 3 月 19 日
No.18	2026 年 3 月 6 日
No.17	2026 年 2 月 20 日
No.16	2026 年 2 月 6 日
No.15	2026 年 1 月 21 日
No.14	2026 年 1 月 9 日
No.13	2025 年 12 月 19 日
No.12	2025 年 12 月 5 日
No.11	2025 年 11 月 21 日

